

子どもの権利に関する意見交換会

テーマ：いしかわ子どもの権利基本条例（案）について

令和7年11月2日（日）

石川県健康福祉部少子化対策監室

1989年
「児童の権利に関する条約」
を国連が採択

1994年
日本が批准

2023年
「こども基本法」施行 …

条約の4つの原則

1

差別のないこと



すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されません。

命を守られ 成長できること



すべての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

2

子どもにとって 最もよいこと



子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

意見を表明し 参加できること



子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

4

基本理念：子どもの意見表明機会の確保、子どもの意見の尊重など

○いじめや児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーの問題など、全国的に子どもを取り巻く状況が深刻化

○こども基本法の施行を受け、

・「いしかわエンゼルプラン2025」策定に向け、**小学生から高校生にアンケートを実施**

・いつでも意見を投稿できる**「子ども・若者意見箱」**を県HPに設置 ▶▶

・子どもの権利や遊びをテーマに**小学生との意見交換会を開催** など



＜子ども・若者意見箱＞



＜子どもとの意見交換会の様子＞

すべての子どもは、その権利が将来に渡って尊重される存在であることについて、県民が意識を高め、理解を深めるため、**「いしかわ子どもの権利基本条例」**の制定を準備中



＜条例について＞

子どもの権利が保障され、健やかに、笑顔あふれる幸せな生活を送ることができる
幸福度日本一の石川県を実現

いしかわ子どもの権利基本条例（案）の概要①



目的

子どもの権利保障に関し、**基本理念、関係者の責務・役割、県の施策の基本事項**を定め、**子どもが健やかに幸福な生活を送ることができる社会の実現**に寄与すること

定義

子ども	心身の発達の過程にある者
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者
学校関係者等	学校、児童福祉施設等の職員等
子ども・子育て支援団体等	子どもの支援及び子育ての支援を行うことを目的とする団体及び個人

基本理念

子どもの権利の保障は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1. 子どもを含めた**全ての県民が、子どもの権利について意識を高め、理解を深める**ことができるよう支援する
2. **子どもが自らに自信と誇りを持ち、その能力を培い成長する**ことができる環境を整備する
3. **子どもが自己の権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重する**よう支援する

いしかわ子どもの権利基本条例（案）の概要②



県・市町の責務／保護者・学校関係者等・事業者・支援団体・県民の役割

県	国・市町と連携し、 保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体、県民と協力して、子どもの権利に関する施策を策定し実施
市町	国・県と連携し、地域の実情に応じて、 子どもの権利に関する施策を推進
保護者	子どもが 生活習慣を身に付け、自立心の育成と心身の調和のとれた発達を図る よう努める
学校関係者等	学校等での 子どもの安全を確保し、安心して学び育つ環境を整える とともに、 権利への理解と意見表明、社会参加を支援
事業者	雇用する 労働者の職業生活及び家庭生活の充実 が図られるよう、 必要な雇用環境を整備
支援団体	子ども・子育ての支援の推進 に努め、国・県・市町の 子どもの権利に関する施策に協力
県民	子どもの権利について知って理解を深める とともに、国・県・市町の 子どもの権利に関する施策に協力

県が取り組むこと

意見表明・社会参画の促進	全ての子どもが年齢・発達に応じて意見表明・社会参加できるよう環境整備
意見の施策への反映	子どもに関する施策の策定・実施・評価に、子どもや保護者等の意見を反映
広報啓発	県民が子どもの権利について知り、理解を深められるよう、広報その他の啓発活動を行う
相談体制の充実	子どもや保護者等からの相談に応ずるための体制の充実
権利擁護	子どもが権利侵害を受けた場合に、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に救済を図る
推進体制の整備等	子どもの権利に関する施策を推進するための体制の整備等を図る